

対 象 法 人 の 別		被合併法人等（名称：　　　　　　　　　　　）・当該法人									
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配				適格組織再編成等の日		・ ・			
		支 配 関 係 事 業 年 度 以 後 の 事 業 年 度 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 計 算									
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 （別表12⑨）	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 （別表12⑩）	各関連法人における損金算入額等の合計額 （各関連法人の⑦の合計額）	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額 （各関連法人の⑬の合計額）	特定資産譲渡等損失額 ①－②＋④					
		①	②	③	④	⑤					
:	:	円	円	円	円	円					
:	:										
:	:										
:	:										
:	:										
計											
関 連 法 人 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 欠 損 金 額 等 の 計 算 の 明 細											
関 連 法 人 の 名 称						支 配 関 係 発 生 日		・ ・			
合併等前二年以内適格合併等の別		適格合併 ・ 残余財産の確定				合併等前二年以内適格合併等の日		・ ・			
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別		他の関連法人（名称：　　　　　　　　　　　）・被合併法人等・当該法人									
対象法人の 支配関係事業 年度以後の 事業年度	関連法人対 象事業年度の 事業年度	関連法人対象事業年度の欠損発生額	当該関連法人に おける損金算入 額等	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			特定資産譲渡等損失相当額から 控除する金額の計算		特定資産譲渡等損 失相当欠損金額等 ⑪－⑬		
		〔関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の欠損金額」〕 ⑥		譲渡等特定事由による損失の額の合計額	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ⑧－⑨	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔(⑥と⑩のうち少ない金額)又は⑭〕	控 除 済 金 額 〔他の関連法人の⑬の合計額〕		特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額 〔(③－⑫)と⑪のうち少ない金額〕	
				⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		⑫	⑬
:	:	内 円	円	円	円	円	円	円	円		
:	:	内									
:	:	内									
:	:	内									
:	:	内									
計											
関 連 法 人 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 額 の 特 例 計 算											
対象法人の 支配関係事業 年度以後の 事業年度	関連法人対 象事業年度の 事業年度	簿 価 純 資 産 超 過 額 等 が あ る 場 合						特例計算による関連法人の 特定資産譲渡等損失相当額			
		関連法人対象事業年度の欠損発生額 ⑥	特定資産譲渡等損失額 ⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑮と⑯のうち少ない金額〕		⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔⑳の金額を⑰の古いものから順次振当〕		〔㉑に金額の記載がある場合にあっては〇、㉒に金額の記載がある場合にあっては⑲〕			
		⑮	⑯	⑰		⑱		⑲			
:	:	内 円	円	円		円		円			
:	:	内									
:	:	内									
:	:	内									
:	:	内									
計											
関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細											
時 価 純 資 産 超 過 額 ((②⑦の(イ))-(③③の(イ)))-(②⑦の(ロ))-(③③の(ロ)))				⑳	円	簿 価 純 資 産 超 過 額 ((②⑦の(ロ))-(③③の(ロ)))-((②⑦の(イ))-(③③の(イ))))				㉑	円
資 産						負 債					
名 称 等		時 価		帳 簿 価 額		名 称 等		時 価		帳 簿 価 額	
		(イ)		(ロ)				(イ)		(ロ)	
	㉒	円		円				円		円	
	㉓										
	㉔										
	㉕										
	㉖										
計		㉗				計		㉘			

第6号様式別表13記載要領

- 1 この明細書は、法人が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。
- 2 「

{	法第72条の2第1項
	第1号
	第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。